

京都市告示第644号

平成28年4月1日京都市告示第36号の一部を次のように改めます。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

第1項を次のように改めます。

1 法第30条第1項各号に掲げる基準

- (1) 京都市都市計画関係手数料条例（以下「条例」という。）別表第9(1)の項に規定する審査

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するとして、本市が発行する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施行規則（以下「規則」という。）第25条第2項に規定する認定通知書及び申請書（規則第28条第1項に規定する変更認定通知書の交付を受けている場合は、当該変更認定通知書及び申請書を含む。）の写し（申請に係る建築物が法第29条第3項に規定する他の建築物であるものに限る。）

- (2) 条例別表第9(2)の項に規定する審査

ア 審査対象が住宅部分である場合

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するとして、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が発行する技術的審査適合証の写し

イ 審査対象が非住宅部分である場合

法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するとして、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が発行する技術的審査適合証の写し

（都市計画局建築指導部建築審査課）